

## 平成30年広川町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年9月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成30年9月12日（9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町 長	渡 邊 元 喜	税 務 課 長	野 中 洋 太
副 町 長	飯 田 潤一郎	福 祉 課 長	郷 田 貴 啓
教 育 長	吉 住 政 子	建 設 課 長	樋 口 信 吾
会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長 兼 会 計 室 長	丸 山 英 明	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 添 博
総 務 課 参 事	鹿 田 健	協 働 推 進 課 長	井 上 新 五
政 策 調 整 課 長	丸 山 信 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	坂 本 幸 枝
環 境 衛 生 課 長	酒 井 和 哉	代 表 監 査 委 員	井 上 俊 明
住 民 課 長	藤 島 達 也		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	藤 島 弘 義	書 記	原 野 昌 文
書 記	梶 原 弘 章		

10. 議事日程

日程第1	認定第1号	平成29年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2	認定第2号	平成29年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第3号	平成29年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第4号	平成29年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第5号	平成29年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第6号	平成29年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第7号	平成29年度広川町水道事業会計決算の認定について
日程第8	報告第3号	平成29年度広川町一般会計継続費精算報告書の報告について
日程第9	報告第4号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について
日程第10	報告第5号	損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
日程第11	同意第1号	広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について
日程第12	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第13	議案第36号	福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
日程第14	議案第37号	広川町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部改正について
日程第15	議案第38号	広川町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入に係る契約の締結について

- 日程第16 議案第39号 広川町町税条例等の一部改正について  
日程第17 議案第40号 平成29年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について  
日程第18 議案第41号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第2号）について  
日程第19 議案第42号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第20 議案第43号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第21 議案第44号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について  
日程第22 議案第45号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について  
日程第23 議案第46号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第24 議案第47号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1～第7 認定第1号～認定第7号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1．認定第1号 平成29年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7．認定第7号 平成29年度広川町水道事業会計決算の認定についてまでは、平成29年度各会計の決算の認定でありますので、これを一括議題にしたいと思ます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1．認定第1号から日程第7．認定第7号までを一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。認定第1号 平成29年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成29年度広川町水道事業会計決算の認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

平成29年度分の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づいて、7月11日から8月27日まで井上代表監査委員、梅本監査委員に審査をお願いし、決算審査意見書の提出をいただいております。今回の議会において、その認定をお願いしようとするものです。

本日は、決算審査の報告を賜るために両監査委員に御臨席いただいておりますので、どう

ぞよろしくお願いたします。

それでは、認定第1号 平成29年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は148ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

一般会計の歳入総額は8,071,416,318円、歳出総額は7,610,058,074円、差し引き額461,358,244円となっております。

このうち平成30年度に繰り越すべき財源が116,871千円でございますので、実質収支額は344,487,244円の黒字決算となっております。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2ただし書き及び広川町財政調整基金条例第2条第1項の規定により、財政調整基金へ35,000千円の積み立てを行いましたので、平成30年度へ繰り越した純繰越金は309,487,244円となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算書2ページ以降に歳入歳出それぞれの款項別集計表、事項別明細書を、149ページ以降に財産に関する調書を、152ページに基金運用状況調書をおつけしておりますので、御確認ください。

続きまして、認定第2号 平成29年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書174ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額が2,725,738,966円、歳出総額が2,826,421,918円であり、差し引き100,682,952円のマイナスとなっております。

国保会計につきましては、歳入が歳出に不足しますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成30年度の歳入を同額繰り上げて充用しております。

なお、175ページに財産に関する調書をおつけしておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、認定第3号 平成29年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書183ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額252,922,246円、歳出総額245,576,836円で、歳入歳出差し引きが7,345,410円となりました。実質収支額及び平成30年度へ繰り越した額も同額となっております。

次に、認定第4号 平成29年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書189ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額が2,069,819円、歳出総額1,696千円で、歳入歳出差し引きが373,819円となり、実質収支額、30年度へ繰り越した額も同額となっております。190ページには財産に関する調書をおつけしております。

続きまして、認定第5号 平成29年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書197ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額15,142,806円、歳出総額12,982,132円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額及び30年度への繰越金が2,160,674円となりました。198ページに財産に関する調書をおつけしております。

続きまして、認定第6号 平成29年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書207ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額562,623,136円、歳出総額509,332,206円で、歳入歳出差し引き額が53,290,930円でございます。

実質収支額、次年度へ繰越金も同額となっており、208ページに財産に関する調書をおつけしております。

次に、認定第7号 平成29年度広川町水道事業会計決算の認定について御説明いたします。別冊となっております水道事業会計決算書の10ページをごらんください。

まず、(1)収益的収入及び支出について説明いたします。

収入決算額は379,008,381円、支出決算額は315,292,791円となっております。

当期純利益につきましては、12ページの損益計算書に記載のとおり、58,498,310円で、前年度繰越利益剰余金811,668円を加えた59,309,978円が当年度末処分利益剰余金となっております。

次に、11ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が15,522,100円で、支出が131,719,037円となっております。

以上、認定第1号から認定第7号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

ここで、監査委員に出席していただいておりますので、決算審査の結果報告をお願いいたします。井上代表監査委員。

#### ○代表監査委員（井上俊明）

皆さんおはようございます。平成29年度広川町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、さきに審査に付されました平成29年度の各会計の歳入歳出決算及び法令で定められた附属書類並びに基金の運用状況に関する調書などについて、梅本監査委員とともに関係職員の説明を求め、内容の検討を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数は諸書類と符合し、正確であり、決算は適正であると認められました。

また、基金の運用状況につきましても、各基金の設置目的に従い、適正に運用され、計数も正確であると認めました。

審査の方法及び決算の状況などの詳細につきましては、お手元の審査意見書に記述をいたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、総計決算の概要を申し上げます。

一般会計及び5件の特別会計の歳入総計決算額は11,629,913,291円、歳出総計決算額は11,206,067,166円で、差し引き額が423,846,125円の黒字となっております。翌年度に繰越すべき財源116,871千円を差し引いた実質収支は306,975,125円の黒字となっております。一般会計は、実質収支344,487,244円の黒字であります。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計を除く4会計の特別会計は、

実質収支63,170,833円の黒字となっております。また、国民健康保険特別会計は、一般会計からの繰入金はあるものの赤字決算で、翌年度から繰り上げ充用されており、実質収支は100,682,952円の赤字となっております。

次に、一般会計の歳入歳出の状況を見ますと、歳入では、自主財源の根幹である町税は個人、法人の町民税や固定資産税の増加等に伴い、4.6%の増となっております。また、利子割交付金などの税交付金は大幅な増収となり、地方交付税につきましても増収となっておりますが、歳入全体では国県支出金の減少などもありまして、0.3%の減となっております。

歳出につきましては、下広川小学校改築事業や防災施設整備事業が終了したことなどに伴い、0.6%の減となっております。予算については重点的に配付され、その執行についても、財源確保や経費節減の努力により効率的な事業遂行がなされていると認められました。

次に、水道事業会計の決算につきましては、収益的収支においては58,498,310円の純利益が計上され、資本的収支は116,196,937円の不足額が生じ、過年度損益勘定留保資金により補填をされております。

今後も老朽管対策など多額の財源を必要とする事業が見込まれますので、計画的な事業遂行と経費節減に取り組むとともに、安全な水の供給に努められるよう望みます。

それから、財政健全化法に基づく財政健全化の審査結果であります。町の財政力を示す財政力指数は増加傾向にありますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は増加傾向にあり、90.1%となっております。また、現在抱えている負債の大きさを示す将来負担比率は4.1%で、前年に比べ、3.7ポイント増加をいたしました。その他の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、水道会計、下水道会計に係る資金不足比率等につきましては、事業量の増加等に伴い、一部増加傾向にありますけれども、健全な数値を示しております。

今後も庁舎改築をはじめとするハード事業、地方創生などのソフト事業、また、新たな福祉事業などに対応するための多額の財源を必要とするさまざまな事業が山積しております。現状を踏まえた財政計画に基づき、健全で計画性のある財政運営に努めていただきたいと思います。

さらに、近年は毎年、大規模な地震や猛烈な台風による災害が頻繁に発生をいたしております。災害はいつ、どこで、どのように発生するかわかりませんが、防災会議などの充実と地域の皆さんとの連携強化や災害への備えを充実することにより、町民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに御尽力いただきますよう要望いたします。

以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。

#### ○議長（野村泰也）

報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

#### ○12番（江藤龍彦）

決算審査ということで、本当大変なお仕事だと思います。時間も大変かかるだろうし、本当に御苦労さまです。

2つのところでちょっと質問したいと思いますが、意見書の43ページのところで財政運営について述べてあるわけですが、その中では、計画性、それから弾力性、積極性の3つの観点から意見を述べてあります。

これらは、自分が考えますに住民の福祉向上という面から見ると相反するところもあるん

じゃないかというふうに思いますけれども、今後の町の財政運営に関しては、特に監視を必要とすることは何だろうと考えられますか、また、どうすべきだと考えてありますか、意見があればお願いしたいと思います。

それから、もう一つの質問は、ちょっと確認なんですけれども、意見書の22ページです。

22ページに、有価証券と出資による権利という表がありますけれども、この有価証券5,000千円というのが久留米リサーチ・パークのところだと思いますが、そのもう一つ下の出資による権利ですね、これは町の財産というふうに考えていいのかどうか、もう町には戻ってこないお金と考えるべきなのか、ちょっとそこの質問をしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

代表監査委員。

**○代表監査委員（井上俊明）**

まず、1番目の財政運営に関しての監視すべきところということの御質問でございますけれども、実はこの監査につきましては、監査基準というものをつくりまして、一定の基準に基づいて監査を実施しております。

今の状況で、監視というのは不適切かもしれませんが、これから非常に多くの事業、ハード事業、先ほど壇上で申し上げましたように、庁舎改築とか、いろんな水道の老朽管対策とか、ほかの公共設備のそういった老朽化対策とか、非常に多額の財源を要するような事業が今後計画されておりますので、そういったものにつきましては、やっぱり計画性が一番大事だろうというふうに思っております。

計画性等につきましては、これは監査委員の立場で監視するんじゃなくして、計画性については当然議会のほうの管轄になろうと思っておりますので、そういった部分については、議会のほうで十分チェック機能を果たしていただきたいと思っております。

監査委員といたしまして、監視という部分につきましては、毎月の例月検査等におきまして、各課の状況等を詳細にお伺いいたしております。そういう中で、今後監視すべき事項というよりも、そういった形で常に監査をさせていただいておりますので、不正が起こらないような土壌づくり、それから、事務ミスが起こらないような業務については毎月の監査の中でさせていただいておりますので、その点についてお答えさせていただきたいと思っております。

それから、出資による権利でございますけれども、これにつきましても返ってこないんじゃないかと。当然出資金については権利はあるわけですが、そのお金が町のほうに戻ってくるかという、そこはその団体との関係で変わってくるものだろうと思っておりますけれども、一般的には出資金、出捐金とも返ってくるのはなかなか難しいかなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前9時54分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本案については、11人の委員で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本案については、11人で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計等決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、一般会計等決算特別委員会の委員は、お手元に配付しております名簿のとおり決定いたしました。

#### 日程第8 報告第3号

○議長（野村泰也）

日程第8. 報告第3号 平成29年度広川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

報告第3号 平成29年度広川町一般会計継続費精算報告書の報告についてでございます。

議案書8ページをお願いします。

報告第3号 平成29年度広川町一般会計継続費精算報告書の報告について、継続費でお願いしておりました下広川小学校校舎等改築事業が平成29年度をもって終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その報告を行うものです。

詳細につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

報告第3号の詳細について説明させていただきます。

議案書9ページ、A3サイズの表をごらんください。

平成29年度広川町一般会計継続費精算報告書を願ひいたします。

9款2項. 小学校費、下広川小学校校舎等改築事業でございます。



この事業につきましては、平成26年度から平成29年度の4カ年で実施したものです。

全体計画につきましては、表の左になります全体計画の年割額の列に記載しておりますと  
おり、合計1,455,636千円となっており、実績におきましては、表の中央の実績の支出済額  
の列、計の行に記載のとおり、1,455,558,120円で、差し引きの不用額が77,880円となっ  
ております。

財源内訳につきましては、国県の支出金297,261千円、地方債585,730千円、その他（学校  
建設基金）425,310千円、一般財源147,257,120円となっております。

表の右側につきましては、全体計画と実績の比較となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍  
彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

この件については、一応説明を受けております。

それで、支出済額の14億何千万円というところには交流棟の金額は含まれていないという  
説明でありましたが、何年度になりますか、追加工事というのを行ったんですが、この数字  
は、追加工事の金額は含まれているのかどうかですね。それと、もし含まれていないならば、  
この1,455,000千円というのがどういう数字になるか、示していただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

実は29年12月に補正予算をいただきまして、追加工事につきましては、この中に増額とし  
て76,398,120円を計上しておるところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 平成29年度広川町一般会計継続費精算報告書の報告については、報告のみに  
とどめたいと思います。

**日程第9 報告第4号**

**○議長（野村泰也）**

日程第9. 報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の報告についてを議題  
といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の報告についてでございます。

議案書10ページをお願いします。

報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の報告につきまして、地方公共団

体の財政の健全化に関する法律第3条並びに第22条の規定により、11ページのとおり報告を行うものです。

監査委員の意見書につきましては、12ページから14ページにおつけしております。

詳細につきましては、総務課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（丸山英明）**

それでは、健全化判断比率につきまして説明をさせていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

別紙、健全化判断比率の表でございます。

実質赤字比率の対象であります町の普通会計の決算は黒字でございます。また、国保会計に赤字があるものの、他の特別会計の黒字や公営企業会計の資金剰余額が大きいため実質赤字比率及び連結実質赤字比率は表示をされておられません。

実質公債費比率は、交付税で財源措置される額を除き、実質的な公債費の負担比率を過去3年間の平均値で算定するものでございます。平成29年度決算分の算定結果は6.7%となりました。前年の6.3%から0.4ポイントほど上昇しております。

続いて、将来負担比率でございます。借入金や将来支払う可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものでございます。29年度の算定結果は4.1%となりまして、前年度より3.7ポイント上昇しております。

この4つの健全化判断比率は、表右欄の早期健全化基準をいずれも下回っておりまして、この比率上の財政状態は健全であることを示しております。ただ、実質公債費比率、将来負担比率とも前年度より上昇しておりまして、次年度以降もやや上昇傾向が続くものと考えております。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業会計、それから下水道事業特別会計ともに資金剰余となりましたので、資金不足はないという算定結果になっております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えております。別紙のとおり、審査意見書を添付しております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の報告については、報告のみにとどめたいと思います。

**日程第10 報告第5号**

**○議長（野村泰也）**

日程第10. 報告第5号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分等の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

報告第5号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をしようとするものでございます。

内容につきましては、産業振興課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

報告第5号について御説明いたします。

議案書の16ページをごらんください。

案件につきましては、大字吉常にことし開設しましたオリゲの敷地内におきまして、平成30年5月9日午後2時30分ごろ、町職員が運転する公用車が同じ敷地内に駐車していた広川町民の自家用車と接触し、公用車につきましてはブレーキランプの一部損傷、相手方につきましては前方バンパー部分の一部を損傷したという物損事故でございます。

その後、町と相手方との間で損害賠償額70,604円を支払うということで和解が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめたいと思います。

**日程第11 同意第1号**

**○議長（野村泰也）**

日程第11. 同意第1号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

同意第1号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてのお願いでございます。

このたび、固定資産評価審査委員会委員の古賀俊夫氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、その後任者として、古賀俊夫氏の再選任をお願いするものであります。

古賀氏の経歴などにつきましては、全員協議会で説明したとおりであり、人格識見も高く、固定資産の評価に精通されており、最適任者でありますので、古賀氏の固定資産評価審査委

員会委員の選任に当たりましては、議会の承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

同意第1号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第12 諮問第1号

○議長（野村泰也）

日程第12. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてのお願いでございます。

このたび、本町における人権擁護委員である中嶋安雄氏が平成30年12月31日をもって任期満了となります。その後任者として、引き続き中嶋安雄氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦することについて議会の意見を求めるものです。

中嶋氏の経歴などにつきましては、全員協議会で説明したとおりであり、人格識見も高く、広く社会の実情に通じられて、人権擁護に対する関心も深く、最適任者でございますので、議会の承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。これ

に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

#### 日程第13 議案第36号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第36号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第36号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてのお願いでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更し、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更するという事で、提案理由でございしますが、介護保険法の一部改正により県から保険者へ指定権限が移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要性が生じたもの、あわせて福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直し等に伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては、福祉課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、議案第36号の福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

議案書の22ページの新旧対照表をごらんください。

規約第4条第1項第4号中の「及び指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者」に改正するものです。

この改正は、介護保険法の一部改正によりまして、居宅介護支援事業所、いわゆるケアプランを作成する事業所の指定権限をこれまでの都道府県から保険者へ権限移譲されたもので、広川町の場合は保険者である福岡県介護保険広域連合に権限移譲され、広域連合の処理する事務として追加するものです。

次に、規約第11条につきましては、第1項中に「、支部長7人及び副広域連合長を置く。」を「、副広域連合長1人及び支部長8人を置く。ただし、広域連合長及び副広域連合長は支部長を兼務する。」に改正し、また、第2項中の「、支部長及び副広域連合長」を「、副広域連合長及び支部長」に改正し、第2項を第3項に改めるとともに、これまでの第3項を第4項に改め、第1項の次に新たに1項加え、「副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。」を

第2項として加えるものです。

次に、議案書23ページの規約第12条では、第3項の次に新たに1項追加し、第4項として「副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任する。」とし、これまでの第4項を第5項に改め、第5項は削除するものです。

次に、規約第13条では、第1項中の広域連合長の次に「、副広域連合長」を加えるとともに第2項を削除するものです。

これらの第11条から第13条までの改正につきましては、広域連合の執行機関の組織及び選任方法、任期の変更などの見直しによるもので、第11条では執行機関の人数を現状に合わせ、支部長の人数を支部の数である8人と明記し、広域連合長及び副広域連合長については支部長と兼務する規定とし、副広域連合長の職務は広域連合長の職務を代理する規定としています。

また、第12条では、副広域連合長の選任は議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任することを規定しているところです。

また、第13条では、副広域連合長の任期は、広域連合長及び支部長と同様に関係市町村の長としての任期とすることを規定しています。

次に、別表第2中の区分の4、議案書でしたら24ページになります。区分4の欄につきましては、先ほどの第4条の改正に伴いまして、指定居宅介護支援事業者の事務を加えるとともに、区分の5につきましては、関係市町村において行う事務につきまして、これまでの介護予防事業及び任意事業に関すること、また、介護効果的支援事業に関する相談及び受け付けに関することをいずれも地域支援事業の実施及び運営に関することとして文言を整理したものです。

なお、議案書21ページのとおり、この規約は平成30年11月1日から施行するものです。

なお、この規約の変更は、全ての構成市町村が同一の内容において協議し、承認されましたら福岡県知事へ許可申請を行うこととなりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第36号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

## 日程第14 議案第37号

### ○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第37号 広川町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

議案第37号 広川町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部改正についてのお願いでございます。

標記の条例案を別紙のとおり提案するというところで、提案理由でございますが、広川町学童保育所の運営を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理させるため、本条例の全部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、福祉課長をして説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

福祉課長。

### ○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、議案第37号 広川町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

この条例改正につきましては、全員協議会においても御報告申し上げましたが、町内の学童保育所の運営をこれまでの保護者会への運営委託から指定管理者制度による指定管理者を指定して運営管理を行わせるものです。

今回の条例の主な改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1条では、学童保育所の設置に関して、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として定めているところです。

また、第5条及び第6条では、学童保育所の休所日及び開所時間を定めています。開所時間を午後7時までとして、小学校の休業日は開始時間を午前7時半からとしています。

第7条におきましては、学童保育所の使用料を定めています。詳細は別表で定めているところです。

次に、第8条から第10条につきましては、指定管理者による管理内容及び指定期間を定めています。

第11条につきましては、指定管理者による学童保育所の利用料金を定めており、この利用料金につきましては指定管理者の収入となるということです。

附則としまして、この条例につきましては平成31年4月1日から施行しますが、その準備行為につきましては、条例の施行日前において行えることとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

### ○12番（江藤龍彦）

学童保育所を指定管理に移すということで、大変大きな変化があらわれると思います。

指定管理に移すことで、今の保護者の負担というのが大幅に軽減されるというメリットもあると思いますけれども、そのほかにどんなメリット、デメリットがあると考えてあるでしょうか。

それから、この運営事業については、当然利潤を目的とする仕事ではありません。今後のスケジュールも聞いておりますけれども、どのような法人に募集をかけるのか、伺いたいと思います。

それから、役場の担当課についても、職員数が減っておることもあって、なかなかかわりが薄くなってきているんじゃないかと心配しておりますけれども、今後、この運営について町の関与がどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

ここに条例もきちんとあるわけですが、規則もあると思いますが、関与については、役場と、それから保護者、支援員、それから、その指定管理者、4者の関係にもなって大変複雑な関係になると思いますけれども、町としてはどうかかわっていくのかということですね。

それから、この条例で月額使用料が5千円、また、時間外の使用料も定めてあります。特に気になるのが延長の場合ですけれども、これを見ますと、朝の時間延長も200円、夕方も200円、両方1日、どちらを利用しても200円ということですが、支援員の待遇にもかかわると思いますけれども、何か曖昧さを残してはいないかというふうに思います。

土曜日についても、学校はないわけですが、保護者によっては在宅しているにもかかわらず、月額の利用料を払ってあるので土曜日も預けてしまうというような方も中にはあるというふうに聞いております。そういう曖昧さを残すんじゃないかと思いますが、実際に運営が始まってから、その辺は様子を見ていかなければいけないと思います。

いろいろちょっとばらばらと質問をいたしましたがお答えをお願いします。

#### ○議長（野村泰也）

福祉課長。

#### ○福祉課長（郷田貴啓）

まず1つは、どんな法人を対象としているかということでございます。

それにつきましては、うちの応募資格としましては、今のところ、児童福祉法第6条の3に規定する、今説明しています放課後児童健全育成事業もしくは小規模保育事業、事業所内保育事業、また、同法第39条に規定する認可保育所、または同法第40条に規定する児童館等のいずれかの運営をなさっている事業所を対象と予定しているところです。

また、メリットにつきましては、役場のかかわりとダブってくるところもあるかと思いますが、まず、料金につきましては今回設定しております。それで、これ以上の設定は条例改正がないと料金を上げられないということで、5千円内の金額になるかと思っております。

それと、今後は延長時間というのを明記して料金も設定しておりますので、運営するほうにしても利用者についても、きちんと明らかなところでのお預かりというのがはっきりするんじゃないかなと。

これまで延長料金はなくて、実際運用として6時半までという形がございました。それで、実際7時までになったりとかですね。きちんと今回規定をしておりますので、それに基づいて保護者の方も判断していただくんじゃないかと。

それと、指定管理制度につきましては、指定管理者が今後権限を持って、それぞれいづれ



も決めていきますので、それに基づいてやっていただくと。もちろん、町としても指導、監視と、そういうのは入ってくると思いますので、まずは保護者が今後保護者としてどういう運営母体を持っていかれるのか、それと指定管理者と町が連携して今後支援していきたいと今のところ考えておるところです。

また、支援員さんの待遇ということでお話がありましたが、支援員さんの待遇と延長料金とはちょっとまた別の問題だと思います。支援員さんの待遇は指定管理者できちんと対応していただくという形がまずは大事なことだと思いますので、そのあたりは指定管理者が決まりましたら、指導員さんの対応についても、町としても一緒に協議してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第37号 広川町学童保育所の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。10分間休憩をとります。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第38号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第38号 広川町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第38号 広川町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入に係る契約の締結についてのお願いでございます。

広川町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入について、次のように契約を締結しようとする

るものでございます。

事業名、広川町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入。

2、契約額20,137,510円。

3、契約の相手方、福岡県久留米市梅満町136番地の5、株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役倉重信一。

提案理由。

広川町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入のため、一般競争入札により契約者を定めた  
が、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産  
の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき町議会の議決をお願いするものでござい  
ます。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第38号 広川町消防団第2分団消防ポンプ自動車購入に係る契約の締結につ  
いてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第39号

**○議長（野村泰也）**

日程第16. 議案第39号 広川町町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第39号 広川町町税条例等の一部改正についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の制定に伴い、広川町町税  
条例の一部を別紙のとおり改正しようとするものでございます。

内容につきましては税務課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

税務課長。

**○税務課長（野中洋太）**

広川町町税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の町税条例等の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が制定され、

平成30年3月31日に公布されていますが、平成30年10月1日以降に施行されるものについて改正するものでございます。

改正では、字句及び文言の改正、引用条文等の条ずれなど、所要の規定の整備が行われていますが、本年10月1日から平成34年10月1日施行までと複数年にわたる改正の関係上、第1条から第6条までの改正となります。

税別では、個人住民税における障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げや、均等割及び所得割非課税限度額の引き上げ、合計所得金額が25,000千円以上の高額所得者は基礎控除や調整控除をなくす旨の改正となります。改正の背景には働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方ではなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえる措置がとられ、組織に属さないで働く方たちを応援する内容となっており、平成33年度個人住民税から適用されることとなります。

法人町民税では、大法人に対する申告書について電子情報処理組織を使用しての提出義務の創設。

固定資産税は、課税標準の特例措置に係る適用条文の改正。

たばこ税では、本年10月1日から5年間かけて段階的に改正が行われます。背景には、たばこの販売消費量の減少に伴い税収減が見込まれる状況にある中で、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、地方の厳しい財政事情を踏まえ、改正が行われるものです。

議案書の65ページの次にあります説明資料のほうをお願いいたします。改正の概要をまとめておりますので、こちらから説明させていただきます。

左から新旧対照表のページ、条文と主な改正内容としており、改正内容を字句改正、引用条文等の条ずれ、項ずれなど、所要の規定の整備について例を記載しております。

なお、税ごとに関連条項をまとめていること、施行の時期が複数年にわたる関係上、新旧対照欄のページが前後及び複数になっていることを事前に申し上げます。

説明資料の1ページをお願いします。個人住民税関係です。

第23条（町民税の納税義務者等）について、こちらは字句改正となっております。

第24条（個人の町民税の非課税の範囲）、字句改正です。障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正で、第1項第2号の非課税限度額「125万円」を「135万円」とするものです。

第2項は控除対象配偶者の規定変更に伴う規定の整備、非課税限度額の引き上げに伴う字句改正となっております。こちらの控除対象配偶者等につきましては、資料1ページの下段のほうに内容を説明させていただいております。

資料の2ページをお願いいたします。

第34条の2、第34条の6については字句改正となっておりますが、表のとおり、基礎控除及び調整控除について、合計所得金額が24,000千円を超える人は段階的に減らされ、25,000千円を超えると適用されなくなる旨の改正でございます。

第36条の2（町民税の申告）、年金所得者に係る配偶者特別控除の見直しとなっております。公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方の配偶者が源泉控除対象配偶者である場合の配偶者特別控除について、住民税の申告書を提出しなくても適用を受けられる旨の改正となっております。

附則第5条（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）について、所得割非課税限度額が100千円加算されることとなります。

附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）についてです。こちらにつきましては、租税特別措置法の改正に伴い、根拠となる条文が条ずれしたことによる措置となっております。

説明資料の3ページをお願いします。

法人町民税に係る改正です。

第48条（法人の町民税の申告納付）、大法人資本金1億円超えの法人等に対する法人住民税申告等について、電子情報処組織、一般的にはeLTAX（エルタックス）と呼んでおりますが、これを使用しての電子申告を義務とする旨の改正となっております。

次に、固定資産税に関する改正です。

附則第10条の2の改正は課税標準の特例措置に関するもので、適用条項の項ずれの整理となっております。

次に、たばこ税に関する改正です。資料3ページ中段をお願いいたします。

たばこ税は国と地方を合わせて2兆円を超える税収となっておりますが、たばこの販売消費量は長期的に減少していることから税収減が見込まれる状況にあるため、1から4の内容でたばこ税が見直しされます。

資料の4ページのほうをお願いいたします。

4の過熱式たばこの改正ですが、急速に販売数量の増加をしている過熱式たばこにおいて、税負担の差が大きいこと、また、紙巻きたばこと比較しても税負担の差が大きいことから、課税方式の見直しが行われるものです。

第92条（製造たばこの区分）、従来の92条の内容を新たにし、喫煙用の製造たばこの区分がパイプたばこの中に分類されていた過熱式たばこを、新たに過熱式たばことして区分が設けられたものです。

第92条の2（町たばこ税の納税義務者等）、従来の92条が条ずれによって改正されたものです。

資料の5ページのほうをお願いいたします。

第93条の2（製造たばこみなす場合）、みなし製造たばこに係る規定の整備です。現行法では3種類ある過熱式たばこは税制上の取り扱い方が異なりますので、税制上統一する旨の改正内容となっております。

資料の5ページ中段上をお願いいたします。

第94条（たばこの課税標準）では、過熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法について規定されたものです。改正前の過熱式たばこはパイプたばこに分類されており、たばこ葉が詰められたスティックやカプセルの重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して現在のところ税額が算出されております。過熱式たばこは3社ともたばこ葉の量や形状が異なるため、資料4ページの中段のとおり、1箱当たりのたばこ税と消費税に当たる税の負担率は14.9%から49.2%、紙巻きたばこについては63%と開きがあります。1箱当たりの小売価格は420円から460円と紙巻きたばこと同水準になっています。このことから、現行の課税方式における公平性の観点から改正されるものです。具体的には、第94条に第3項が追加され、過熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法について規定されています。

資料の(1)(2)のとおり、重量の要素と価格の要素により紙巻きたばこの本数に換算する方法となりますが、今回の改正を一度に行うと、急激な税負担が生じるため、資料6ページの下段の表のとおり、平成30年10月1日から5段階、5分の1ずつ移行措置がとられ、平成34年10月1日分から完全移行となります。議案書新旧対照表の第1条から第5条までの改正内容となります。

次に、課税標準が定まったことに伴い、第95条の1,000本当たりの税率が改正されています。5ページ下段をお願いいたします。

3段階にわたる税率が引き上げられ、改正期日が平成30年10月1日以降、平成32年10月1日以降、平成33年10月1日以降となり、このことから、議案書、新旧対照表は第1条、第3条、第4条の改正内容となります。

現行法では1,000本当たり、国、地方、各6,122円で、計12,244円の税金がかかっております。これは1本当たり12,244円となっておりますが、今後、段階的に国税分が500円、町税分が430円、県税分が70円、計千円ずつ増額されることになり、1本当たり1円ずつ増税となっていきます。平成30年10月1日以降は1本当たり13,244円、平成32年10月1日以降は1本当たり14,244円、平成33年10月1日以降は1本当たり15,244円となります。

6ページのほうをお願いいたします。手持品課税の実施についてです。

税率引き上げ前に大量にたばこを購入し、旧税率と新税率との差による不当な利得を防止するための経過措置として、平成30年、平成32年及び平成33年の10月1日午前0時現在において、たばこの販売業者の方が店舗等で2万本以上の製造たばこを販売のために所持する場合は、その所持する製造たばこについて税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。

なお、旧3級たばこについても平成31年10月1日に手持品課税が適用されます。

第96条（たばこ税の課税免除）については、条文中における従来の92条の条ずれに伴う字句訂正となっております。

第98条（たばこ税の申告納付の手続き）、規定の整備に伴う字句訂正となっております。

平成27年改正条例附則第6条の改正につきましては、町たばこ税に関する経過措置となっております。こちらは平成27年度改正において講じられた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日まで適用するものでございます。

議案書の39ページのほうをお願いいたします。附則です。

附則の第1条について、この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとありますように、(1)から(8)について施行期日を別に定める旨の内容となっております。

附則の第2条は今回の改正に係る個人町民税の経過措置について定める旨の内容となっております。

附則の第3条は今回の改正に係る町たばこ税に関する経過措置について、附則の第4条はたばこ税の手持品課税に係る経過措置について定めたものです。

以後、附則の第5条から第9条について、各改正年における町たばこ税に関する経過措置、手持品課税に係る経過措置及び読みかえ規定について定めたものです。

以上で改正の概要説明を終わります。

各改正事項につきましては50ページ以降の新旧対照表を御参照ください。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。11番佐々木  
四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

1点お尋ねします。

この税に係る条文というのは非常になかなか理解が難しいというか、そういう内容を含ん  
でおります。条例が改正されれば、当然、町民の皆さんへの改正内容の周知というものが必  
要になると思いますが、その方法はどのようなふうと考えてありますか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

まず、個人住民税につきましては、それぞれの申告のときに明らかになります。申告のお  
知らせの中には広報等を通じて内容等について周知していきたいというふうに考えておりま  
す。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

広川町には「広報ひろかわ」というのがあるわけですがけれども、いろんなそれぞれの部署  
から町民の皆さんに対しての周知を図る記事が掲載されます。その中にそういう税務課から  
としての改正要旨、そういうものについての周知を図る予定はないですか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

こちらの個人住民税につきましては平成33年度分からの課税が対象となってきますので、  
現在のところ特別な様式でということは考えておりませんが、時期が来ましたら、そ  
ういうことも必要ではないかというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

くどいようですがけれども、町民の皆さんへ確定申告なんかのときに云々じゃなくして、  
やっぱり町民の皆さんへ早くこういう町税条例が改正されるということについて周知を図ら  
れたほうが良いと思うんです。時期が来たらということではなくして、わかりやすく説明して  
いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

税制改正につきまして、私が思っていますのは特別に税の負担が大きくなる部分について  
は周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第39号 広川町町税条例等の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第40号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第40号 平成29年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第40号 平成29年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてのお願いでございます。

標記の議案を別紙のとおり提案するというところで、提案理由でございますが、平成29年度広川町水道事業会計決算剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分しようとするものでございます。

内容につきましては環境衛生課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（酒井和哉）

議案第40号、水道事業会計決算剰余金の処分について御説明します。

議案書65ページをお願いします。

公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は条例の定めるところにより議会の議決を経て行わなければならないこととなっております。

当年度末処分（125ページで訂正）利益剰余金59,309,978円のうち59,000千円については、今後の老朽排水管更新費用の財源とするため建設改良積立金に積み立て、残額309,978円については翌年度繰越利益剰余金といたすものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第40号 平成29年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第41号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第41号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第41号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれに149,021千円を追加し、予算総額を7,779,573千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書5ページのとおり、新庁舎建設設計監理業務委託料外1事業を新たに追加し、2つの債務負担行為につきまして限度額の増額をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書6ページのとおり、12. 農地農林業施設災害復旧事業外1事業を新たに追加し、1. 臨時財政対策債外2事業につきまして限度額の増額をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

9款1項. 地方特例交付金及び10款1項. 地方交付税につきましては、交付額が決定したことにより、それぞれ決定額に合わせて2,259千円、95,103千円を増額計上しております。

今年度の普通交付税の交付決定額は1,285,103千円となっており、前年度と比較すると、5.45%、74,127千円の減となっております。

14款1項. 国庫負担金は、公共土木災害復旧費国庫負担金23,811千円を増額計上し、2項. 国庫補助金は、農地農業用施設災害復旧費国庫補助金13,000千円を増額計上しております。

15款2項. 県補助金は、しごと発見！ふくおか暮らし体験事業費補助金など266千円を増額計上し、3項. 県委託金は、土地対策費交付金9千円を増額計上しております。



17款1項. 寄付金につきましては、社会教育費寄付金など計1,000千円を増額計上しております。

18款1項. 基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金275,006千円を減額し、公共施設整備基金繰入金を43,105千円増額しております。

19款1項. 繰越金は、平成29年度決算の確定により209,487千円を増額計上しております。

21款1項. 町債につきましては、農地農林業施設災害復旧事業外1事業を追加し、臨時財政対策債発行可能額の決定による増額により、35,987千円を増額計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算では、現在の職員の配置状況に合わせて、特別会計への繰出金、補助金を含む職員人件費等の補正を行っております。

1款1項. 議会費、2款2項. 徴税費、6款1項. 商工費、7款1項. 土木管理費、2項. 道路橋梁費、5項. 下水道費は、職員人件費に係るものをそれぞれ計上しております。

2款1項. 総務管理費は、新庁舎建設に係る委託料46,105千円を計上するなど37,559千円を増額計上しております。

3款1項. 社会福祉費は、保健・福祉センターの空調設備の故障による工事費など6,271千円を増額計上しています。

4款1項. 保健衛生費は、県南広域水道企業団出資金を追加など4,158千円を増額計上しております。

5款1項. 農業費につきましては、ダム会計への繰出金を増額しておりますが、全体では12,403千円を減額計上しております。

7款4項. 都市計画費には、広川チルドレンパーク事業に係る用地買収費及び補償費を19,700千円増額計上しております。

8款1項. 消防費は、災害対策に係る時間外勤務手当を600千円増額計上しております。

9款1項. 教育総務費は、少人数学級対応のための臨時職員賃金の補正など5,569千円、2項. 小学校費は、上広川小学校パソコン室空調設備故障による工事費2,738千円をそれぞれ増額計上しております。

5項. 社会教育費は、図書購入費を500千円追加するなど、職員人件費の減額と合わせて109千円を増額計上しております。

6項. 保健体育費は、諸藤公園運動場の遊具補修費として198千円を増額計上しております。

4ページをお願いします。

10款1項. 農林水産業施設災害復旧費及び2項. 公共土木施設災害復旧費につきましては、7月の豪雨災害に伴う復旧工事費として、それぞれ22,591千円及び44,900千円を増額計上しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

全体の職員人件費及び政策調整課関係の補正予算について説明いたします。

まず、全体の人件費でございますが、歳出のうち各項目で計上しております職員人件費の補正につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の組み替えが主なものでございます。

また、特別会計等においても人事異動等に伴う人件費の補正を行っており、それに伴い、各会計へ支出する繰出金等の補正を行っております。

さらに、7月の豪雨災害や新規事業に伴う時間外勤務手当の増額もお願いしております。

人件費に関する各課からの説明は省略させていただきます。

次に、政策調整課関係の補正予算について、9ページをお願いいたします。

歳入です。

下段の15款2項1目。総務費県補助金245千円の増額につきましては、しごと発見！ふくおか暮らし体験事業費補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

14ページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項6目。企画費のうち、しごと発見！ふくおか暮らし体験事業490千円を増額しております。

事業内容は、都市部の大学生等を対象に、滞在交流施設オリゲに滞在し町内事業所へのインターンシップを経験してもらい、交流人口の増加を図るもので、若い世代の移住を促進するとともに、地場企業の都市圏での知名度を向上することを目的として、本年度から福岡県の補助事業として実施するものでございます。

内訳としましては、都市部へのPR活動のための旅費50千円、募集広告記事製作のための委託料260千円、参加者への交通費助成金180千円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

総務課長。

#### ○総務課長（丸山英明）

それでは、総務課関係の補正予算について説明いたします。

まず、予算書の5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為になります。

今回、歳出補正をお願いしております新庁舎建設の設計監理業務及び新庁舎執務環境等構築支援業務におきまして平成33年度までの債務負担の追加、また、IT資産管理システム、統合サーバーのリース料につきましては保守料の追加と機器のスペック向上が必要となりましたため限度額の増額の変更をお願いしているものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

追加の事業といたしまして、7月豪雨災害に係ります12. 農地農林業施設災害復旧事業6,700千円、13. 庁舎建設事業は新庁舎建設事業に係る市町村役場機能緊急保全事業債3,000千円の追加をお願いしております。

下段、変更の事業につきましては、1. 臨時財政対策債につきましては発行可能額の決定がっております。

それから、2. 一般会計出資債（水道事業分）につきましては、歳出の補正をしておりま

す県南広域水道企業団が行う第2期拡張事業の国庫補助金増額に伴う出資金に充当するため変更をお願いするものです。

それから、10. 公共土木施設災害復旧事業につきましては、こちらも7月豪雨に係る災害復旧事業のため、それぞれ表のとおり増額をお願いしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については従前のとおりとなっております。

続いて、歳入でございます。

予算書の9ページをお願いいたします。

9ページ上段からです。

9款1項1目. 地方特例交付金につきましては、国からの交付の確定によりまして2,259千円を増額補正いたしまして16,259千円とするものでございます。

続いて、10款1項1目. 地方交付税につきましては、国から地方交付税の交付確定が参りまして95,103千円を増額補正しております。総額の1,425,103千円とするものでございます。

次に、10ページの2段目になります。

17款1項8目. 民生費寄付金の500千円の増額につきましては、日東塗装株式会社様より寄附を受け、社会福祉協議会交付金に充当するものでございます。

次に、18款1項1目. 財政調整基金繰入金につきましては、財源不足調整として予算計上しておりますが、29年度決算において繰越金が確定いたしましたので、財政調整基金からの繰り入れ275,006千円を減額するものでございます。

続いて、5目. 公共施設整備基金繰入金につきましては、新庁舎建設事業に係る設計監理及び地盤調査業務の委託料の財源といたしまして43,105千円を増額計上させていただいております。

続いて、19款1項1目. 繰越金でございます。29年度決算の確定によりまして、前年度繰越金を209,487千円増額補正いたしまして309,487千円とするものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

21款1項1目. 総務債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定によりまして2,387千円、及び市町村役場機能緊急保全事業は3,000千円をそれぞれ増額し、総務債といたしまして275,387千円とするものでございます。

それから、3目. 衛生債につきましては、一般会計出資債で100千円の増額。

9目の災害復旧債につきましては、公共土木災害復旧債並びに農林漁業施設災害復旧事業債をそれぞれ23,800千円、6,700千円を増額するものでございます。

それでは、歳出のほうに移らせていただきます。

予算書は12ページをお願いいたします。

2款1項5目. 財産管理費でございます。右説明欄の庁舎建設事業費46,105千円の増額につきましては、新庁舎建設に伴うところの設計監理業務委託料39,792千円と地盤調査業務委託料6,313千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

2款1項13目. 情報管理費でございます。156千円の増額につきましては、IT資産管理システム、統合サーバーのそれぞれリース料でございますが、当初の計画よりスペックを向上させないと、情報処理に支障を来すことがわかりましたので、そのための増額と、及びこの保守料につきまして追加をさせていただいております。本年度、リース期間が2カ月ほど

短くなりましたので、それぞれ増額と減額部分がございますが、以上のとおりの数字の増減をお願いするものでございます。

以上で総務課関係の補正予算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（郷田貴啓）**

福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。

予算書の16ページをお願いします。

歳出予算になります。

3款1項1目の社会福祉総務費の説明欄です。

保健・福祉センター管理費788千円の増額につきましては、空調機に係る新たな修繕箇所として計上しております。

次の社会福祉協議会事務費の500千円につきましては、歳入で説明がありました民生費寄付金500千円分につきましては、寄附者の意向に沿った社会福祉協議会への福祉事業の財源として社会福祉協議会の交付金の増額をお願いするものです。

下段になりまして、3款1項3目、老人福祉費の説明欄になります。

包括的支援事業費1,067千円の増額につきましては、一般職非常勤職員の産休、育休の取得に伴う報酬の減額と、それに伴う臨時職員の賃金の増額をお願いするものです。

次に、予算書の17ページをお願いします。

下段のほうになります。生活支援体制整備事業116千円の増額につきましては、高齢者の生活を支援する広川町高齢者等生活支援体制整備協議会という協議会がございますが、この協議会における新たな取り組みとして実施します住民福祉フォーラムに係る経費を計上しておるところです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

産業振興課からの補正予算につきまして御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

14款2項7目、災害復旧費国庫補助金につきましては、7月の豪雨災害によりまして被災しました水路、農道及び井堰の農業用施設3カ所につきまして工事費が20,000千円の歳出予算を組んでおりますので、この65%につきましては13,000千円の歳入予算を計上しているところでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書の14ページをお願いいたします。

2款1項6目、企画費でございます。これにつきましては久泉集会所を今「きびる」ということで活用しておりますけれども、これにつきまして敷地内に設置しております門柱とブロック塀が災害発生時に倒壊のおそれがあるということで撤去工事費としまして378千円の予算を計上させていただいております。

続きまして、予算書20ページをお願いいたします。

5款1項5目。農地費の繰出金につきましては、広川防災ダム管理特別会計におきまして広川ダムの土砂撤去及び流木撤去の工事請負費と備品購入費の予算を計上しておりますけれども、歳出予算が不足しておりますので、608千円の繰出金の予算を計上させていただいております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

10款1項1目。農地農業用施設災害復旧費でございます。こちらは先ほど歳入のほうでも説明いたしました農林道及び水路関係と、あと、町単独の災害復旧工事費8カ所分2,591千円と補助災害復旧工事費、先ほども申しました国庫対象分20,000千円の増額補正を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

建設課分について説明いたします。

まずは、歳入から説明します。

予算書9ページ中段をお願いします。

14款1項3目。災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧工事に伴う国庫負担金で、今回6カ所分の負担金を充てております。額が23,811千円の増額補正をお願いしております。

なお、国庫負担額につきましては工事費の66.7%となっております。

予算書10ページをお願いします。

15款3項5目。土木費県委託金は、土地対策費交付金の内示により9千円の増額補正を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

予算書14ページ中段をお願いします。

2款1項10目。土地対策費で17千円の増額補正をお願いしておりますが、これは土地対策費交付金の増額に伴い、交付金の使途に必要な事務費分を増額計上したものです。

予算書22ページ中段をお願いします。

7款4項2目。公園費の19,700千円の増額補正は、地方創生の子どもの遊び場整備で広川チルドレンズパーク事業に係る事業用地費16,800千円と同物件移転の補償費2,900千円を増額補正でお願いしております。

予算書26ページをお願いします。

10款2項1目。公共土木施設災害復旧費の49,700千円の増額補正は、7月の豪雨災害の復旧工事費で町が管理する道路及び河川の15カ所分の単独災害復旧工事費14,000千円と6カ所分の補助災害復旧工事費35,700千円をお願いしております。

建設課分の補正は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）**

続きまして、教育委員会関連の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

9ページ、一番下をごらんください。

15款2項6目。社会教育費県補助金21千円の増額は、子どもの読書活動推進事業補助金の交付決定によるものです。

続いて、10ページの中段をごらんください。

17款1項6目。社会教育費寄付金500千円の増額は、町立図書館への日東塗装株式会社からの寄附金でございます。

次に、歳出です。

23ページをごらんください。

人件費以外の項目について御説明いたします。

9款1項3目。義務教育振興費の3,656千円の増額は、7節。賃金で少人数学級常勤講師賃金の不足による増額となります。

次に、24ページです。

9款2項1目。学校管理費2,738千円の増額は、上広川小学校のパソコン室の空調設備が8月中旬に壊れ、緊急に改修が必要となったため増額をお願いするものです。

次に、下段の9款5項7目。図書館費457千円の増額補正につきましては、歳入で説明いたしました子どもの読書活動推進事業実施に係る図書館運営費からの予算組み替えと寄附に伴う図書購入費の増額によるものです。

続きまして、25ページをごらんください。

9款6項2目。体育施設費198千円の増額補正につきましては、社会体育施設管理費で諸藤公園運動広場遊具補修工事費の増額をお願いするものです。

以上で教育委員会関連の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

歳出の22ページのところで広川チルドレンズパーク事業が出ておりますが、用地買収費、それから、補償費で19,700千円上げられております。質問としては、この事業のもう少し詳しい事業内容の説明をお願いします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

この子どもの遊び場整備に関しましては地方創生の事業の一つでありまして、広川町で子どもたちを健やかに育てることによって、そういったところに人が集まるようなまちづくりを進めようとするものであります。

それで、昨年この計画を策定するに当たっての基本構想を住民参加型のワークショップにおいて取りまとめていただいております。遊び場整備のビジョンにつきましては、新しい遊び場の形をつくるということで、今まであった単なる公園で遊具を設置するということだけにとどまらず、変化する創造性のある遊び場の創造を目指しております。そのためにイベント等も組み合わせた遊び場の整備を進めようとしておるところです。

遊び場に求める姿としましては、体力、健康的な体づくり、それから、知力、創造性のあ

る想像力の向上、子どもたちの好奇心であるとか感性を高めるというようなところ、それから、仲間づくりということで、コミュニティの形成であるとか交流であるとかというものを目指しております。

この総合的な基本構想に基づき、今年度またさらに事業の設計並びに、先ほど申したイベント性のあるということでソフト面の実効性を高めるために、さらにワークショップを開催させていただいております。

今回はこの公園整備に当たっては設計を進めるためのいろんな意見を住民さんからまた聞いておるところです。また、保育所、幼稚園とも連携をとりながら、こういった形にすれば子どもの遊び場として実効性あるものになるのかということヒアリング等で聞くのと同時に、久留米大学とも連携をとりながら、体力向上に向けての進め方を御教示いただいているところでもあります。ことしは一応6回のワークショップを開催して、最終的には設計を取りまとめるところでもあります。

箇所を選定につきましては、昨年度2カ所、竜光寺公園とここの藍採市場周辺の候補を基本構想の中で取りまとめていただいたんですけども、その中でも最も相乗効果が出るということで藍採市場周辺が第1候補として上がっております。ただ、ここの当初の整備につきましてはグリーパークの整備を予定しておったんですけども、そこが鉄塔等の問題があって切り下げができないという部分があって、最終的には藍採市場横の広場を検討候補として進めたところでもあります。商工会との協議等の結果、あそこを整備されると、ちょっと駐車場位置がなくなるとかいろんな問題がありましたので、今回、その代替機能としての駐車場の整備のための補正予算、用地分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

場所も大体わかりましたけど、それじゃ、今の駐車場がどこかに移動するという形になりますか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

今、予定していますところは今ある広場の北側に造園をされている敷地があるわけですけども、その一部を約800平米程度ですけども、用地購入をさせていただいて駐車場の整備を図ろうと考えております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

もう一点質問をいたします。

教育費の中で出てきたと思いますが、全員協議会の中でも予備費の充用についてということで説明がありました。緊急を要する修理ということでしたけれども、予備費の運用についての確かに説明を受けておるんですが、支出した段階でその瞬間に予備費が減るわけですよ。ところが、この補正予算では予備費についての変化は何にも出ておりませんけれども、

会計の処理としてどのように考えたらいいか、その点について質問いたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

前回、全員協議会で御説明をさせていただきました災害に係る緊急を要するという事で予備費から充用させていただいておりますけれども、その予備費のほうは教育費のほうに組み替えいたしまして支出を行っておるということで、今、江藤議員おっしゃるとおり、予備費については決算の段階では、今、充当しとる分が減額となっております。そのほかの財源調整といたしましては、財政調整基金の繰り入れでやっていく方針でございますので、今後そういう災害等に予備費を充用するための余裕を持たせるということであれば、予備費の増額補正ということもございますけれども、今回の充用金額の残りで、まだその部分のところは余裕があると考えておりますので、今回、予備費の補正は行っていないところでございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっと私の勘違いかもしれないけれども、緊急な場合、ここに運用については補正予算を編成して町長の専決で議会へ報告という形、それから、軽微な場合は予備費を充用するという説明があるんですけども、この補正予算で予備費の動きが全然ないということは、記録に残らないというか、予算の会計の処理の仕方が、予備費がどうなったのかという動きが私たちには全然わからなくなるわけですが、その辺の処理の仕方、説明をお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課参事。

○総務課参事（鹿田 健）

ただいま御質問がありました予備費のことでございます。

今、お手元に決算書をお持ちになられていると思いますので、どちらでも結構です、歳出の決算のページを見ていただきますと、決算上の予備費の動きというのが出てくることになります。予算現額の（発言する者あり）ページ数、例えば、決算書の147ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。147ページに予備費の項目がございますが、前年度の決算では予備費の充用をしておりませんので、当初予算のまま予算現額という形になっておりますが、今回、予備費の充用をさせていただいた分は、当初予算の横の横の横の予備費支出及び流用増減のところでは充用した分はマイナスという形で表示されることとなります。

先ほどの教育費のほうにその相当額がプラスされたということで、決算上見ていただくこととなります。

今回お出ししています補正予算につきましては、予備費充用をさせていただいたものとは全く別のものになりますので、これは予備費充用をさせていただいた事業の後に発覚した分の修繕をさせていただくことになっております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）



ほかにありませんか。7番梅本哲君。

**○7番（梅本 哲）**

2点ほど質問いたします。

1点目は、今、江藤議員が話されたチルドレンズパークの関係ですけど、これについては完成はいつごろになるのかということと、どういう見通しを持っているかということですね。完成の見通し、いつかということ。

それから、14ページのこれは企画振興のほうなんですけど、ここに地方創生のほうで490千円の内容は書いてございますが、いわゆる募集の範囲とか募集方法とかですね、どういうふうに考えておられるのか、具体的な計画があれば説明をお願いしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

まず、チルドレンズパークの完成の時期でありますけれども、今年度、一応設計まで終わりますので、来年度はもう工事をして完成を考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

しごと発見！ふくおか暮らし体験事業の募集の範囲と方法ということなんですけれども、募集の方法につきましては、県のホームページ、それと、町のホームページに載せるとともに、職員が都市圏へ行って周知の活動を行います。そういうことで、学生等に広川町に来ていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第41号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

**日程第19 議案第42号**

**○議長（野村泰也）**

日程第19. 議案第42号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第42号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ506千円を減額し、予算総額を2,347,854千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

6款1項. 県負担金は、特別調整交付金を270千円増額計上し、12款4項. 雑入は、歳入欠かん補填収入を776千円減額計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費につきましては、国民健康保険制度広域化に伴う事業報告システム等改修のために270千円の電算処理委託料を増額計上しております。

11款1項. 前年度繰上充用金につきましては、決算確定に伴い776千円を減額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第42号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

**日程第20 議案第43号**

**○議長（野村泰也）**

日程第20. 議案第43号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第43号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,345千円を追加し、予算総額を264,233千円とするものです。

2ページをお願いします。

平成29年度の決算確定に伴いまして、5款1項.繰越金を3,345千円増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算につきましては、2款1項.後期高齢者医療広域連合納付金を3,346千円増額計上し、10款1項.予備費を千円減額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第43号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

**日程第21 議案第44号**

**○議長（野村泰也）**

日程第21. 議案第44号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第44号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ23千円を追加し、予算総額を903千円とするものです。

2ページをお願いします。

平成29年度決算確定に伴い、4款1項.繰越金を23千円増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算につきましては、人事異動等による職員人件費の補正として1款1項.総務管理費を13千円増額計上し、10款1項.予備費を10千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第44号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 議案第45号

**○議長（野村泰也）**

日程第22.議案第45号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第45号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,134千円を追加し、予算総額を19,951千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

2款3項.県委託金につきましては、広川防災ダム管理県委託金を2,566千円増額計上しております。

4款1項.一般会計繰入金は608千円を増額計上し、5款1項.繰越金につきましては平成29年度の決算確定により1,960千円を増額計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出につきましては、1款1項.総務管理費に7月豪雨災害に伴う工事請負費及び備品購入費を5,134千円増額計上しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（熊添 博）**

では、歳入予算より御説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお願いいたします。

2款3項1目。広川防災ダム管理県委託金につきましては、歳出予算に計上しております一般管理費につきまして県委託金の2,566千円の増額が認められましたので、歳入予算を計上しているところでございます。

続きまして、4款1項1目。一般会計繰入金につきましては、先ほど一般会計予算のほうでお願いしました繰出金でございます。事業費が増額しましたので、これにつきまして一般会計から繰入金として608千円の歳入予算をお願いしているところでございます。

続きまして、5款1項1目。繰越金につきましては、平成29年度の決算によりまして繰越金の額が確定いたしましたので、1,960千円を歳入予算として計上しておるところでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目。一般管理費でございます。この中の工事請負費につきましては7月の豪雨災害によりまして広川ダムに土砂や流木が流入しておりますので、この撤去費用としまして2,074千円の歳出予算を計上しているところでございます。

また、老朽化したダム警報車と草刈り機を今度買いかえるということで、購入費としまして3,060千円の予算を計上させていただいているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第45号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

**日程第23 議案第46号**

○議長（野村泰也）

日程第23. 議案第46号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第46号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ33,540千円を追加し、予算総額を615,496千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

6款1項. 一般会計繰入金は、職員人件費に係る一般会計からの繰出金を250千円増額計上し、7款1項. 繰越金は、平成29年度の決算確定により33,290千円増額計上しております。

続きまして、予算書3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費につきましては、人事異動等による職員人件費の補正として250千円増額計上しております。

2款1項. 下水道事業費につきましては、公共下水道整備に伴う上水道管の移設補償費として2,000千円増額計上しております。

10款1項. 予備費につきましては、31,290千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第46号 平成30年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第47号

○議長（野村泰也）

日程第24. 議案第47号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議

題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第47号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を90千円、収益的支出を676千円増額し、また、資本的収入を2,000千円増額、資本的支出を9,244千円増額し、予算総額475,287千円とするものであります。

なお、補正予算の内容につきましては担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（酒井和哉）**

水道事業会計補正予算について御説明いたします。

予算書2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の補正予算について説明いたします。

収入の1款2項2目。他会計補助金90千円の増額は、一般会計からの児童手当分の増額でございます。

支出の1款1項2目。総係費679千円の増額は、人件費の増額によるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

収入の1款1項1目。工事負担金2,000千円の増額は、下水道工事に伴う移設工事負担金でございます。

支出の1款1項2目。調査費7,244千円の増額は、送水管増径後の圧力増加に対応するため減圧弁を設置しなければならない箇所の調査を早急に行う必要があるための経費をお願いするものでございます。

1款4項1目。受託工事費2,000千円の増額は、下水道工事に伴う水道管移設工事費です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第47号 平成30年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は9月19日午前9時30分から開議いたします。どうもお疲れでございました。

午後0時6分 散会